

静岡県公安委員会告示第92号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準を次のように定める。

平成23年11月22日

静岡県公安委員会委員長 宮 下 ちづ子

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 趣旨

この基準は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分（以下「処分」という。）が行われた被処分者の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公表の対象となる処分

公表の対象となる処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表対象処分のうち指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内に指示以外の公表対象処分を受けた場合に限る。

(1) 警備業法

ア 認定の取消し（第8条）

イ 指示（第48条）

ウ 営業停止命令（第49条第1項）

エ 営業廃止命令（第49条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律

ア 指示（第14条）

イ 営業停止命令（第15条第1項）

ウ 営業廃止命令（第15条第2項）

3 公表の内容

公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定証又は届出証明書の番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分の年月日
- (5) 処分の内容
- (6) 処分の理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った公安委員会

4 公表の方法等

(1) 公表の方法

公表は、次の方法により行う。

ア 静岡県警察本部生活安全部保安課への別記様式の備付け

イ 静岡県警察本部ホームページへの別記様式の内容の掲載

(2) 他の都道府県公安委員会が行った処分の公表等

静岡県公安委員会は、公表対象処分を行った場合には原則として公表を行うこととするが、他の都道府県公安委員会から静岡県内に主たる営業所が所在する警備業者又は探偵業者に対して営業停止命令を行った旨の通知を受けた場合にあっても、原則として、当該公表対象処分について公表することとする。ただし、いずれの場合であっても、静岡県公安委員会が公表することについて適当でないと認めるときはこの限りでない。

(3) 他の都道府県公安委員会への通知

静岡県公安委員会は、主たる営業所が静岡県以外の都道府県に所在する警備業者又は探偵業者に対して営業停止命令を行った場合には、当該被処分者の主たる営業所を管轄する都道府県公安委員会に、当該処分に係る内容を別記様式の写しを送付することにより通知するものとする。ただし、静岡県公安委員会が通知することについて適当でないと認めるときはこの限りでない。

5 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

別記様式

被 処 分 者	認定証又は届出証明書の番号	公安委員会 第	号
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
	主たる営業所の所在地		
	処分に係る営業所の名称及び所在地		
処分年月日		年	月 日
処分内容			
処分理由・根拠法令			
処分を行った公安委員会		公安委員会	